

平成 24 年度実施
法科大学院認証評価
評価報告書

専修大学大学院法務研究科
法務専攻

平成 25 年 3 月

独立行政法人大学評価・学位授与機構

目 次

独立行政法人大学評価・学位授与機構が実施した法科大学院認証評価について	1
I 認証評価結果	7
II 章ごとの評価	8
第 1 章 教育の理念及び目標	8
第 2 章 教育内容	9
第 3 章 教育方法	14
第 4 章 成績評価及び修了認定	16
第 5 章 教育内容等の改善措置	20
第 6 章 入学者選抜等	21
第 7 章 学生の支援体制	23
第 8 章 教員組織	25
第 9 章 管理運営等	28
第 10 章 施設、設備及び図書館等	29
第 11 章 自己点検及び評価等	31
<参 考>	33
i 現況及び特徴（対象法科大学院から提出された自己評価書から転載）	35
ii 目的（対象法科大学院から提出された自己評価書から転載）	36
iii 自己評価書等	37

独立行政法人大学評価・学位授与機構が実施した法科大学院認証評価について

1 評価の目的

独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下「機構」という。）が、法科大学院を置く大学からの求めに応じて、法科大学院に対して実施する評価（以下「評価」という。）においては、我が国の法科大学院の教育等の水準の維持及び向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資することを目的としています。具体的には、次のことを実施します。

- (1) 法科大学院の教育活動等の質を保証するため、法科大学院を定期的に評価し、教育活動等の状況が評価基準に適合しているか否かの認定をすること。
- (2) 当該法科大学院の教育活動等の改善に役立てるため、法科大学院の教育活動等について多面的な評価を実施し、評価結果を当該法科大学院にフィードバックすること。
- (3) 法科大学院の活動について、広く国民の理解と支持が得られるよう支援及び促進していくため、法科大学院の教育活動等の状況を多面的に明らかにし、それを社会に示すこと。

2 評価のスケジュール

機構は、文部科学大臣から認証評価機関として認証されたことを受け、法科大学院を置く国・公・私立大学の関係者に対し、法科大学院認証評価の仕組み・方法についての説明会、自己評価書の作成方法などについて研修会を開催した上で、法科大学院を置く大学からの申請を受け付け、自己評価書の提出を受けた後、評価を開始しました。

自己評価書の提出を受けた以降の評価のスケジュールについては、次のとおりです。

24年7月	書面調査の実施
8月	評価部会 ・基準ごとの判断の検討 ・指摘事項の検討 教員組織調査専門部会 ・授業科目と担当教員の教育研究業績等との適合性の調査
9月	評価部会 ・書面調査の分析結果の整理 運営連絡会議 ・書面調査による分析結果の審議・決定
10月～11月	訪問調査の実施
12月	運営連絡会議、評価部会 ・評価報告書原案の作成
25年1月	運営連絡会議、評価委員会 ・評価結果（案）の取りまとめ 評価結果（案）を対象法科大学院を置く大学に通知
3月	運営連絡会議、評価委員会 ・評価結果の確定

3 法科大学院認証評価委員会委員及び専門委員（平成25年3月現在）

(1) 法科大学院認証評価委員会

磯部 力	國學院大學教授
磯村 保	早稲田大学教授
上田 廣一	上田廣一法律事務所弁護士
岡田 ヒロミ	消費生活専門相談員
岡部 謙治	教育文化協会理事長
加藤 哲夫	早稲田大学教授
木村 光江	首都大学東京教授
久保井 一匡	久保井総合法律事務所弁護士
◎佐々木 毅	学習院大学教授
佐藤 國雄	前 ユネスコ・アジア文化センター理事長
潮見 佳男	京都大学教授
滝澤 正	上智大学長
武井 康年	広島総合法律会計事務所弁護士
龍岡 資晃	西総合法律事務所弁護士
○田中 成明	国際高等研究所副所長
棚村 政行	早稲田大学大学院法学研究科長
ダニエル・フット	東京大学教授
長谷部 恭男	東京大学教授
藤井 敏明	司法研修所教官
丸山 毅	法務省法務総合研究所総務企画部付
三井 誠	同志社大学客員教授
村中 孝史	京都大学大学院法学研究科長
諸石 光熙	大江橋法律事務所弁護士
安永 正昭	同志社大学教授
山本 和彦	一橋大学教授
山本 眞一	桜美林大学教授
吉原 和志	東北大学教授

※ ◎は委員長、○は副委員長

(2) 法科大学院認証評価委員会運営連絡会議

磯部 力	國學院大學教授
○磯村 保	早稲田大学教授
加藤 哲夫	早稲田大学教授
木村 光江	首都大学東京教授
潮見 佳男	京都大学教授
龍岡 資晃	西綜合法律事務所弁護士
◎田中 成明	国際高等研究所副所長
土井 真一	京都大学教授
中川 丈久	神戸大学教授
野坂 泰司	学習院大学大学院法務研究科長
長谷部 恭男	東京大学教授
三井 誠	同志社大学客員教授
山川 隆一	慶應義塾大学教授
山中 至	熊本大学理事・副学長
山本 和彦	一橋大学教授
吉田 克己	早稲田大学教授
吉原 和志	東北大学教授

※ ◎は主査、○は副主査

(3) 法科大学院認証評価委員会評価部会

(第3部会)

今田 幸子	元 労働政策研究・研修機構統括研究員
◎木村 光江	首都大学東京教授
佐伯 祐二	同志社大学教授
長谷川 晃	北海道大学教授
初澤 由紀子	創価大学教授、慶應義塾大学教授
山根 祥利	山根法律総合事務所弁護士
○山本 克己	京都大学教授
吉田 克己	早稲田大学教授

※ ◎は部会長、○は副部会長

(4) 法科大学院認証評価委員会教員組織調査専門部会

磯部力	國學院大學教授
○磯村保	早稲田大学教授
井上由里子	一橋大学教授
上原敏夫	明治大学教授
北村雅史	京都大学教授
小林哲也	小林総合法律事務所弁護士
佐藤隆之	東北大学法科大学院長
塩見淳	京都大学教授
道垣内正人	早稲田大学教授
野坂泰司	学習院大学大学院法務研究科長
服部高宏	京都大学教授
浜川清	法政大学教授
前田雅弘	京都大学教授
前田陽一	立教大学教授
丸山毅	法務省法務総合研究所総務企画部付
丸山雅夫	南山大学大学院法務研究科長
◎三井誠	同志社大学客員教授
村田涉	司法研修所教官
毛利透	京都大学教授
山川隆一	慶應義塾大学教授
山本和彦	一橋大学教授

※ ◎は部会長、○は副部会長

4 本評価報告書の内容

(1) 「Ⅰ 認証評価結果」

「Ⅰ 認証評価結果」では、「Ⅱ 章ごとの評価」において第1章から第11章のすべての基準を満たしている場合、当該法科大学院は、機構が定める法科大学院評価基準に適合していることを、満たしていない基準があれば、各基準の判断結果を総合的に考慮した結果、当該法科大学院は、機構が定める法科大学院評価基準に適合していること又は適合していないこと、及びその理由を記述しています。

さらに、指摘事項（優れた点、特色ある点、留意すべき点、改善すべき点、是正を要する点）がある場合には、それらの中から主なものを抽出し、上記結果と併せて掲げています。

(2) 「Ⅱ 基準ごとの評価」

「Ⅱ 章ごとの評価」では、章ごとに「1 評価」において、基準を満たしているかどうか、及びその「根拠理由」を明らかにしています。加えて、「2 指摘事項」において、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的を踏まえて、特に重要と思われる点（優れた点、特色ある点、留意すべき点、改善すべき点、是正を要する点）を指摘事項として抽出し、記述しています。

なお、指摘事項を抽出する際、以下の考え方を参考にしています。

- ・ 「優れた点」については、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らして、優れている取組と判断されるもの。
- ・ 「特色ある点」については、「優れた点」とまではいえませんが、特色ある取組であり、今後も継続して実施することが期待されるもの。
- ・ 「留意すべき点」については、「改善すべき点」とまではいえませんが、注意を促す必要があると判断されるもの。
- ・ 「改善すべき点」については、基準を満たしていないとまではいえませんが、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らして、改善すべきであると判断されるもの。
- ・ 「是正を要する点」については、基準を満たしておらず、速やかな是正が必要と判断されるもの。

(※ 評価結果の確定前に対象法科大学院に通知した評価結果（案）の内容等に対し、意見の申立てがあった場合には、「Ⅲ 意見の申立て及びその対応」として、当該申立ての内容を転載するとともに、その対応を記述することとしています。)

(3) 「参考」

「参考」では、対象法科大学院から提出された自己評価書の「i 現況及び特徴」、「ii 目的」を転載するとともに、自己評価書等を掲載している機構ウェブサイトのアドレスを「iii 自己評価書等」に掲載しています。

5 本評価報告書の公表

本報告書は、対象法科大学院を置く大学に提供するとともに、文部科学大臣に報告します。また、対象法科大学院すべての評価結果を取りまとめ、「平成24年度法科大学院認証評価実施結果報告」として、印刷物の刊行及びウェブサイト (<http://www.niad.ac.jp/>) への掲載等により、広く社会に公表します。

I 認証評価結果

専修大学大学院法務研究科法務専攻は、大学評価・学位授与機構が定める法科大学院評価基準に適合している。

当該法科大学院の主な優れた点として、次のことが挙げられる。

- 学術奨励及び経済援助を目的とする当該法科大学院独自の奨学金制度が整備されている。
- 実務経験と高度な実務能力を有する専任教員について、全員 22 年以上の実務経験を有している。
- 専任教員の教育研究能力の向上を図ることを目的として専修大学研究員制度が導入されているとともに、専任教員に相当の研究専念期間が与えられている。

当該法科大学院の特色ある点として、次のことが挙げられる。

- 法律実務基礎科目の必修科目として配置されている授業科目「模擬裁判」は、民事裁判、刑事裁判の両方の内容を扱っている。
- 学内掲示板及び学内ポータルサイトに Semester ごとの全体の GPA 分布状況を掲示するなどしている。
- 自習室について、当該法科大学院の修了 1 年目の修了者に対し、1 年間（修了した年の 4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日まで）無料で貸与しているほか、希望者に対しては、司法試験が終了するまで（5 月 31 日まで）の利用延長も認められている。

当該法科大学院の留意すべき点として、次のことが挙げられる。

- 法情報調査について指導がされていない学生が若干人いるため、全員に必ず指導がされるよう留意する必要がある。
- 既修者に対する導入教育が、入学者選抜の既修者認定試験との整合性を保ち、かつ、入学後の講義の補習とならないよう、教育内容に留意されたい。

当該法科大学院の主な改善すべき点として、次のことが挙げられる。

- 教員及び学生に公表されている成績評価基準と異なる分布で成績評価が行われているため、成績評価の在り方について、さらなる検討、改善を図る必要がある。
- 成績評価における考慮要素について、出席のみをもって加点要素としているものがあり、成績評価における考慮要素の在り方について、さらなる検討、改善を図るとともに、その方策について、全教員に周知徹底する必要がある。
- 1 授業科目において平常点が一律満点となっていることから、平常点の在り方に関する認識を教員間で共有する必要がある。
- 1 授業科目における追試験において期末試験と類似性の強い設問が出題されていることから、追試験の出題の在り方について、さらなる検討、改善を図るとともに、その方策について全教員に周知徹底する必要がある。
- 原級留置となった場合、当該年次に配当される法律基本科目はすべて次年度に再履修しなければならないこととしているところ、再履修前の成績評価と再履修後の成績評価を比較し、より良好な方を当該学生の成績としていることについて、より適正な成績評価が可能となるよう制度を改善する必要がある。

Ⅱ 章ごとの評価

第1章 教育の理念及び目標

1 評価

第1章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

1-1-1 教育の理念及び目標が適切に設定され、かつ、明確に示されていること。

当該法科大学院の教育理念及び教育目標は、「自由かつ公正な社会の形成を図るため、高度の専門的な法律知識、幅広い教養、国際的な素養、豊かな人間性及び職業倫理を備えた将来の法曹を養成すること」として適切に設定され、当該法科大学院の教職員及び学生に周知されるとともに、ウェブサイト及び入学ガイドを通じて広く社会に公表されている。

1-1-2 教育の理念及び目標が、当該法科大学院の教育を通じて、達成されていること。

当該法科大学院においては、教育理念及び教育目標に適った教育を実施するため、1年次で法律基本科目についての知識と理論を修得させた上で、2年次に具体的事例及び実務への応用・適用能力を修得させる演習科目を中心に配置し、また、1年次から3年次にかけて、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目、法律実務基礎科目の3科目群にわたって多様な科目を配置している。さらに、多様な科目群の中から、学生が自ら希望する法曹像に向けた科目を履修できるように、6つの履修モデル（民事履修モデル、刑事履修モデル、企業法務履修モデル、知的財産法務履修モデル、渉外法務履修モデル、コミュニティサービス履修モデル）が学生の履修上の指針として提示されている。

これらの授業における成績評価はおおむね適切に実施され、修了認定もこのような成績評価の蓄積や進級制等を通じて行われている。修了者の活動状況としては、法律事務所等が挙げられる。

以上の内容を総合し、「第1章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 指摘事項

特になし。

第2章 教育内容

1 評価

第2章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

2-1-1：重点基準

教育課程が、理論的教育と実務的教育の架橋に留意しつつ、法曹としての実務に必要な専門的な法知識、思考力、分析力、表現力等を修得させるとともに、豊かな人間性並びに法曹としての責任感及び倫理観を涵養するよう適切に編成されていること。

当該法科大学院は、司法試験及び司法修習と有機的に連携された「プロセス」としての法曹養成のための中核的位置を占めるものであり、その教育課程は、法曹養成に特化した専門職大学院にふさわしい水準・内容・方法で理論的教育と実務的教育の架橋が段階的かつ完結的に行われるよう編成されている。すなわち、教育理念及び教育目標を効果的に実現するために、1年次では、基礎的知識の修得と体系的理解、2年次では、論理的に自己の見解を構成する能力、相手方の見解に対し議論の根拠を論理的に構成しそれに対して反論及び再反論する能力の修得を目的とした授業科目の配置等により、法曹としての実務に必要な法知識、思考力、分析力、表現力等を修得させるとともに、豊かな人間性並びに法曹としての責任感及び倫理観を涵養するよう編成されている。

また、多様なバックグラウンドを備えた学生のニーズに応じて、数多くの展開・先端科目を配置し、6つの履修モデルを履修上の指針として提示することにより、学生の多様な要望に応えることができるよう配慮されている。

2-1-2：重点基準

次の各号に掲げる授業科目が開設されていること。

- (1) 法律基本科目
(憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。)
- (2) 法律実務基礎科目
(法曹としての技能及び責任その他の法律実務に関する基礎的な分野の科目をいう。)
- (3) 基礎法学・隣接科目
(基礎法学に関する分野又は法学と関連を有する分野の科目をいう。)
- (4) 展開・先端科目
(応用的・先端的な法領域に関する科目、その他の実定法に関する多様な分野の科目であって、法律基本科目以外のものをいう。)

当該法科大学院の教育課程においては、(1) 法律基本科目として、憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法及び刑事訴訟法の分野に係る授業科目、(2) 法律実務基礎科目として、法曹倫理、民事訴訟実務の基礎、刑事訴訟実務の基礎、法情報調査、法文書作成、模擬裁判、ローヤリング、クリニック、エクスターンシップ、公法系訴訟実務の基礎に係る授業科目、(3) 基礎法学・隣接科目として、授業科目「法社会学」、「法哲学」、「西洋法制史」、「日本法制史」、「法と経済」、「EU法」、「イギリス法」、(4) 展開・先端科目として、知的財産法務に関する授業科目「知的財産法Ⅰ（著作権法）」、「知的財産法Ⅱ（特許・実

用新案法)」、「知的財産法Ⅲ(産業財産権法)」、「知的財産法演習」や、涉外法務に関する授業科目「国際法」、企業法務に関する授業科目「企業会計法」等のほか、授業科目「地方自治法」、「医事法」、「租税法Ⅰ」及び「租税法Ⅱ」等がそれぞれ開設されている。

2-1-3:重点基準

各授業科目が適切な科目区分にしたがって開設されていること。

当該法科大学院の教育課程における各授業科目の教育内容は、以下のとおりとなっている。

- (1) 法律基本科目は、憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法の分野について、将来の法曹としての実務に共通して必要とされる基本分野を対象とする授業科目になっている。
- (2) 法律実務基礎科目は、実務の経験を有する教員が関与するなど、法律基本科目等との連携のもとに、法律実務に携わることへの導入を行うにふさわしい授業科目になっている。
- (3) 基礎法学・隣接科目は、社会に生起する様々な問題に関心をもたせ、人間や社会の在り方に関する思索を深めることによって、法に対する理解の視野を拓げることに寄与する専門的な授業科目になっている。
- (4) 展開・先端科目は、授業科目「企業統治法」、「企業組織再編法」及び「企業会計法」の教育内容が、法律基本科目に配置されている授業科目「商法Ⅰ(企業組織)」の内容と部分的に重複しているものの、おおむね社会の多様な法的ニーズに応え、応用的・先端的な法領域について基礎的な理解を得させるために、実務との融合にも配慮しながら幅広くかつ高度の専門的教育を行う授業科目になっている。

2-1-4:重点基準

基準2-1-2の各号のすべてにわたって教育上の目的に応じて適当と認められる単位数以上の授業科目が開設されていること。また、各法科大学院の教育の理念及び目標に照らして、必修科目、選択必修科目及び選択科目等の分類が適切に行われ、学生による段階的履修に資するよう各年次にわたって適切に配当されていること。

当該法科大学院においては、教育上の目的に応じた授業科目が開設されているとともに、必修科目、選択必修科目及び選択科目の分類が行われ、学生による段階的履修に資するよう各年次にわたって配当されている。

2-1-5:重点基準

基準2-1-2(1)に定める法律基本科目については、次の各号に掲げる単位数の授業科目を必修科目として開設することを標準とし、標準単位数を超えて必修科目又は選択必修科目を開設する場合には、8単位増をもって必修総単位数の上限とする。ただし、法学未修者1年次に配当される法律基本科目については、別に6単位を限度として必修とすることができる。

- | | |
|--------------------------------------|------|
| (1) 公法系科目(憲法又は行政法に関する分野の科目をいう。) | 10単位 |
| (2) 民事系科目(民法、商法又は民事訴訟法に関する分野の科目をいう。) | 32単位 |
| (3) 刑事系科目(刑法又は刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。) | 12単位 |

当該法科大学院においては、法律基本科目について、その必修総単位数が、公法系科目14単位、民事系科目34単位、刑事系科目14単位の合計62単位とされている。

2-1-6：重点基準

(1) 基準2-1-2 (2) に定める法律実務基礎科目については、次に掲げる授業科目が必修科目として開設されていること。

- ア 法曹としての責任感や倫理観を涵養することを内容とする授業科目 (2単位)
- イ 要件事実及び事実認定に関する基礎的な教育を含む民事訴訟実務の基礎を内容とする授業科目 (2単位)
- ウ 事実認定に関する基礎的な教育を含む刑事訴訟実務の基礎を内容とする授業科目 (2単位)

(2) (1) に掲げる必修科目6単位のほか、次に例示する内容の授業科目その他の法曹としての技能及び責任等を修得させるために適切な内容を有する授業科目のうち、4単位相当が必修又は選択必修とされていること。

- ア 模擬裁判
(民事・刑事裁判過程の主要場面について、ロールプレイ等のシミュレーション方式によって学生に参加させ、裁判実務の基礎的技能を身に付けさせる教育内容)
- イ ローヤリング
(依頼者との面接・相談・説得の技法や、交渉・調停・仲裁等のADR (裁判外紛争処理) の理論と実務を、ロールプレイをも取り入れて学ばせ、法律実務の基礎的技能を修得させる教育内容)
- ウ クリニック
(弁護士 の指導監督のもとに、法律相談、事件内容の予備的聴き取り、事案の整理、関係法令の調査、解決案の検討等を具体的事例に則して学ばせる教育内容)
- エ エクスターンシップ
(法律事務所、企業法務部、官公庁法務部門等で行う研修)
- オ 公法系訴訟実務の基礎を内容とする授業科目
(行政訴訟を中心とする公法系の諸問題を含む訴訟について、公法系の法律基本科目の学修を踏まえつつ、紛争や訴訟の現場を意識させるための各種の書面を作成させ、種々の理論的問題、技術的問題が訴訟実務においてどのように現れるかを模擬的に理解することを通じて、公法系訴訟実務の基礎を修得させる教育内容)

(3) (1) アについては、「法曹倫理」などの授業科目名で独立の授業科目として開設されていること。また、他の授業科目の授業においても、法曹倫理に留意した教育が行われていること。

(4) 次に掲げる教育内容について指導が行われていること。ただし、これらの指導のために授業科目を開設し、単位を認定することは要しない。

- ア 法情報調査
(法令、判例及び学説等の検索、並びに判例の意義及び読み方の学習等、法学を学ぶ上で必要な法情報の調査・分析に関する技法を修得させる教育内容)
- イ 法文書作成
(法的文書 (契約書・遺言書、法律意見書・調査報告書又は起訴状・訴状・準備書面等) の作成の基本的技能を、添削指導等により修得させる教育内容)

当該法科大学院においては、法律実務基礎科目について、法曹としての責任感や倫理観を涵養するための教育内容として、独立した授業科目「法曹倫理」(2単位) が必修科目として開設され、また、他の授業科目においてもこのことに留意した教育が行われている。

要件事実及び事実認定に関する基礎的な教育を含む民事訴訟実務の基礎として、授業科目「民事実務演習」（2単位）が必修科目として開設され、事実認定に関する基礎的な教育を含む刑事訴訟実務の基礎として、授業科目「刑事実務演習」（2単位）が必修科目として開設されている。

また、模擬裁判は授業科目「模擬裁判」（2単位）が必修科目として開設され、ローヤリングは授業科目「ロイヤリング」、クリニックは授業科目「クリニック」、エクスターンシップは授業科目「エクスターンシップ」（各1単位）が選択必修科目として開設され、公法系訴訟実務の基礎を内容とする授業科目は「公法系訴訟実務の基礎」（1単位）が選択科目として開設され、法曹としての技能及び責任等を修得するために適切な内容を有する授業科目4単位を修得するものとされている。

法情報調査は、指導がされていない学生が若干人いるものの、授業科目「法情報検索」が選択科目として開設されているほか、図書館が開催する「情報検索講習会」や、演習科目等において、適宜、課題に必要な法情報調査についての説明が行われている。法文書作成は、必修科目である授業科目「民事法総合演習Ⅴ（民事訴訟法）」及び「刑事実務演習」の中で適宜指導が行われているほか、授業科目「民事法文書作成」及び「刑事法文書作成」が選択科目として開設されている。

これら法律実務基礎科目の授業内容を定め、またそれを実施するに当たっては、授業開始時だけでなく定期的に研究者教員と実務家教員が協議し、教材の検討がされ、成績評価の際にも、反省会を兼ねて協議している。また、授業内容を研究者教員に開示し、研究者教員から意見を求めて、講義内容を改善しているなど、十分に研究者教員と実務家教員が協議し、連携が図られている。

2-1-7：重点基準

基準2-1-2（3）に定める基礎法学・隣接科目については、学生がそれぞれの関心に応じて効果的な履修を行うために十分な数の授業科目が開設され、そのうち、4単位以上が必修又は選択必修とされていること。

当該法科大学院においては、基礎法学・隣接科目について、学生がそれぞれの関心に応じて効果的な履修を行うに足りる数の授業科目が開設され、そのうち4単位が選択必修とされている。

2-1-8：重点基準

基準2-1-2（4）に定める展開・先端科目については、各法科大学院の養成しようとする法曹像に適った内容を有する十分な数の授業科目が開設され、そのうち、12単位以上が必修又は選択必修とされていること。

当該法科大学院においては、展開・先端科目について、養成しようとする法曹像に適った内容を有する十分な数の授業科目が開設され、そのうち12単位が選択必修とされている。

2-1-9：重点基準

各授業科目における授業時間等が、単位数との関係において、大学設置基準第21条から第23条までの規定に照らして適切に設定されていること。

当該法科大学院の各授業科目における、授業時間等の設定は、単位数との関係において、大学設置基準第21条（単位）、第22条（1年間の授業期間）及び第23条（各授業科目の授業期間）の規定に適合している。

以上の内容を総合し、「第2章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 指摘事項

【特色ある点】

- 法律実務基礎科目の必修科目として配置されている授業科目「模擬裁判」は、民事裁判、刑事裁判の両方の内容を扱っている。

【留意すべき点】

- 法情報調査について指導がされていない学生が若干人いるため、全員に必ず指導がされるよう留意する必要がある。

【改善すべき点】

- 展開・先端科目に配置されている授業科目「企業統治法」、「企業組織再編法」及び「企業会計法」について、教育内容が法律基本科目に配置されている授業科目「商法Ⅰ（企業組織）」の内容と部分的に重複しているため、展開・先端科目として開設されている趣旨が反映されるよう教育内容の改善を図る必要がある。

第3章 教育方法

1 評価

第3章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

3-1-1 法科大学院においては、少人数による双方向的又は多方向的な密度の高い教育が行われなければならないことが基本であることにかんがみ、一の授業科目について同時に授業を行う学生数が、この観点から適切な規模に維持されていること。

当該法科大学院においては、少人数による双方向的又は多方向的な密度の高い教育が行われなければならないことが基本であることにかんがみ、一の授業科目について同時に授業を行う学生数は、この観点に適合する規模に維持されている。

なお、科目等履修生による当該法科大学院の授業科目の履修は、授業科目の性質に照らして適切な場合に限られており、これまで実績はない。

3-1-2 法律基本科目について同時に授業を行う学生数は、50人を標準とすること。

当該法科大学院においては、法律基本科目について同時に授業を行う学生数は、20人が標準とされている。

3-2-1 法科大学院における授業の実施に当たっては、次の各号を満たしていること。

- (1) 専門的な法知識を確実に修得させるとともに、批判的検討能力、創造的思考力、事実に即して具体的な問題を解決していくために必要な法的分析能力及び法的議論の能力その他の法曹として必要な能力を育成するために、授業科目の性質に応じた適切な方法がとられていること。
- (2) 1年間の授業の計画、各授業科目における授業の内容及び方法、成績評価の基準と方法があらかじめ学生に周知されていること。
- (3) 授業の効果を十分に上げられるよう、授業時間外における学習を充実させるための措置が講じられていること。

当該法科大学院における授業は、専門的な法知識を確実に修得させるとともに、批判的検討能力、創造的思考力、事実に即して具体的な問題を解決していくために必要な法的分析能力及び法的議論の能力その他の法曹として必要な能力を育成するためにふさわしい教材、具体的な事案、事件・記録を使用し、少人数による双方向的又は多方向的な討論を行うなど、授業科目の性質に応じた授業方法がとられている。

授業については、法律基本科目における1年次配当の授業科目において、講義形式を基本としつつ随時基本的事項について発問し、学生の理解度を確認しながら進行する授業が実施され、2年次以降配当の演習科目を必修として、あらかじめ示した課題について、教員と学生の間及び学生相互の間で議論を行うことを主体とした授業を展開するなど、少人数による双方向的・多方向的な討論を行う授業が実施されている。また、法律基本科目以外の授業においても、密度の高い教育が行われている。

法律実務基礎科目の授業科目「クリニック」及び「エクスターンシップ」においては、参加学生による関連法令の遵守の確保のほか、守秘義務等に関する指導監督が行われている。さらに、授業科目「エクスターンシップ」については、当該法科大学院の教員が研修先の実務指導者との間の連絡を踏まえて研修学

生を指導監督し、かつ、単位認定等の成績評価に責任をもつ体制が整備されており、また、単位認定を受ける学生は、研修先から報酬を受け取っていない。

また、1年間の授業の計画、各授業科目における授業の内容及び方法、成績評価の基準と方法が法科大学院要項に記載されており、あらかじめ学生に周知されている。

授業の効果を十分に上げられるよう、授業時間外における学習を充実させるための措置については、授業時間割編成の配慮、予習・復習のための適切な教科書や補助教材の指示、検討課題や授業内容を示した資料の事前送付、法科大学院棟内への自習室及び図書館の設置等が講じられている。

3-3-1：重点基準

法科大学院における各年次において、学生が履修科目として登録することのできる単位数は、原則として合計36単位が上限とされていること。

当該法科大学院における各年次において、学生が履修科目として登録することのできる単位数は、授業時間外の事前事後の学習時間を十分に確保できるよう、1年次においては35単位が上限とされており、2年次においては36単位が上限とされている。在学の最終年次においては、それまでの履修実績や選択科目の履修可能性の拡大等を考慮し、44単位が上限とされている。

以上の内容を総合し、「第3章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 指摘事項

特になし。

第4章 成績評価及び修了認定

1 評価

第4章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

4-1-1：重点基準

学修の成果に係る評価（以下「成績評価」という。）が、各授業科目において適切に設定された達成度に照らして、学生の能力及び資質を正確に反映する客観的かつ厳正なものとして行われており、次の各号を満たしていること。

- (1) 成績評価の基準が設定され、かつ、学生に周知されていること。
- (2) 当該成績評価の基準にしたがって成績評価が行われていることを確保するための措置が講じられていること。
- (3) 成績評価の結果が、必要な関連情報とともに学生に告知されていること。
- (4) 期末試験を実施する場合には、実施方法についても適切に配慮されていること。
- (5) 再試験又は追試験を実施する場合には、受験者が不当に利益又は不利益を受けることのないよう特に配慮されていること。

当該法科大学院においては、成績評価について、教員及び学生に公表されている成績評価基準と異なる分布で成績評価が行われている授業科目がある。また、原級留置となった場合、当該年次に配当される法律基本科目はすべて次年度に再履修しなければならないこととしているところ、再履修前の成績評価と再履修後の成績評価を比較し、より良好な方を当該学生の成績としているものの、成績評価の基準の設定及び学生への周知、成績評価の結果の学生への告知、期末試験の実施における配慮等がなされ、おおむね各授業科目において設定された達成度に照らし学生の能力及び資質を反映し得るものとして行われている。

成績評価の基準については、8段階評価とされ、成績のランク分け及び各ランクの分布の在り方に関する方針が設定され、これらは法科大学院要項に記載され、学生に周知されている。また、成績評価における考慮要素については、出席のみをもって加点要素としているものがあり、1授業科目において平常点を一律満点としているものの、①面談（質疑応答・口頭試問を含む）、②宿題（予習・復習・レポート）、③試験結果（小テスト・中間テスト・期末試験）等としており、これらは法科大学院要項及びシラバスに記載され、学生に周知されている。

当該成績評価の基準にしたがって成績評価が行われることを確保するため、成績評価の分散度の一覧表を教授会及び授業担当者に公開しているほか、厳格な成績評価を要請する文書を全教員に配付するなどの措置が講じられている。

成績評価の結果については、学内掲示板及び学内ポータルサイトに掲示される、 Semesterごとの全体のGPA分布状況、成績分布等必要な関連情報とともに学生に告知されている。

また、筆記試験採点の際の匿名性が確保されるよう学籍番号、氏名欄を覆い隠した答案綴りを作製するなど、期末試験における実施方法について配慮されている。追試験については、1授業科目における追試験において期末試験と類似性の強い設問が出題されているものの、おおむね受験者が不当に利益又は不利益を受けることのないよう配慮されている。なお、再試験は実施しないこととされている。

4-1-2 一学年を終了するに当たって学修成果が一定水準に達しない学生に対し、次学年配当の授業科目の履修を制限する制度（以下「進級制」という。）が原則として採用されていること。

当該法科大学院においては、一学年を終了するに当たって履修成果が一定水準に達しない学生に対し、次学年配当の授業科目の履修を制限する制度（進級制）が採用されており、進級要件及び進級要件を満たさずに原級留置となった場合の再履修を要する授業科目の範囲が明確にされ、法科大学院要項に記載されているほか、新入生ガイダンスやクラス面談等において学生に周知されている。

4-2-1：重点基準

法科大学院の修了要件が、次の各号を満たしていること。

(1) 3年（3年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限）以上在籍し、93 単位以上を修得していること。

この場合において、次に掲げる取扱いをすることができる。

ア 教育上有益であるとの観点から、他の大学院（他の専攻を含む。）において履修した授業科目について修得した単位を、30 単位を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

ただし、93 単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあつては、その超える部分の単位数に限り 30 単位を超えてみなすことができる。

イ 教育上有益であるとの観点から、当該法科大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位を、アによる単位と合わせて 30 単位（アのただし書により 30 単位を超えてみなす単位を除く。）を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

また、上記に定めるところにより、当該法科大学院に入学する前に修得した単位（学校教育法第 102 条第 1 項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を当該法科大学院において修得したものとみなす場合であつて当該単位の修得により当該法科大学院の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案し、1 年を超えない範囲で当該法科大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。

ウ 当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者（以下「法学既修者」という。）に関して、1 年を超えない範囲で当該法科大学院が認める期間在学し、アとイによる単位と合わせて 30 単位（アのただし書により 30 単位を超えてみなす単位を除く。）を超えない範囲で当該法科大学院が認める単位を修得したものとみなすこと。

ただし、93 単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあつては、その超える部分の単位数に限り 30 単位を超えてみなすことができる。

(2) 次のアからカまでに定める授業科目につき、それぞれアからカまでに定める単位数以上を修得していること。

ただし、3 年未満の在学期間での修了を認める場合には、当該法科大学院において、アからウまでに定める授業科目について合計 18 単位以上並びにエからカに定める授業科目についてそれぞれエからカに定める単位数以上を修得していること。

- | | |
|---------|-------|
| ア 公法系科目 | 8 単位 |
| イ 民事系科目 | 24 単位 |

ウ 刑事系科目	10 単位
エ 法律実務基礎科目	10 単位
オ 基礎法学・隣接科目	4 単位
カ 展開・先端科目	12 単位

(3) 法律基本科目以外の科目の単位を、修了要件単位数の3分の1以上修得していること。ただし、基準2-1-5のただし書による単位数については、本号の修了要件単位数に算入しないことができる。

当該法科大学院における修了要件は、3年在籍し、100 単位を修得することとされている。

この場合において、教育上有益であるとの観点から、他の大学院等において履修した授業科目について修得した単位を、30 単位を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができるとされている。また、法学未修者に限り、入学前に他の大学院等において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、上記単位と合わせて合計30 単位を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができるとされている。

当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者（法学既修者）については、1 年を超えない範囲で当該法科大学院が認める期間在学し、30 単位を修得したものとみなすこととされている。

各科目の修了要件単位数は、法律基本科目のうち公法系科目 14 単位、民事系科目 34 単位、刑事系科目 14 単位、法律実務基礎科目 10 単位、基礎法学・隣接科目 4 単位、展開・先端科目 12 単位を修得することとされているほか、選択必修科目又は選択科目から 12 単位を修得することとされている。

修了要件単位数全体に対する法律基本科目以外の科目に関する修了要件単位数の割合については、3分の1以上が確保されている。

4-2-2 修了の認定に必要な修得単位数は、102 単位が上限とされていること。ただし、基準2-1-5のただし書による単位数については、102 単位の上限を超えることができる。

当該法科大学院における終了の認定に必要な修得単位数は、上限として定められている単位数を越えていない。

4-3-1 法科大学院が、当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有する者であると認める（いわゆる法学既修者として認定する）に当たっては、適切に法律科目試験が実施されるとともに、その他の教育上適切な方法がとられていること。

当該法科大学院の法学既修者の認定については、独自の法学既修者認定試験が実施されている。

法学既修者認定試験の実施に当たっては、出題に際して各出題領域に関する2人の出題者の合意をもって決定される体制とし、さらに、採点に際しては、匿名性が厳格に確保されるよう受験番号・氏名欄を覆い隠した答案綴りを作製するなど、当該大学出身の受験者と他大学出身の受験者との間で、出題及び採点において公平を保つことができるような措置が講じられている。

法学既修者認定試験は、憲法、民法、刑法については論文式試験が、商法、民事訴訟法、刑事訴訟法については短答式試験が実施され、法科大学院統一適性試験、面接試験、書類審査を総合し、合格した者を法学既修者として認定することとされている。

法学既修者として認定された者について履修免除が認められる授業科目については、これらの法律科目

試験の対象となった分野に限定されている。

また、法学既修者としての認定は、法学未修者1年次に配当される法律基本科目すべての単位を一括して免除する方法で行われている。

法学既修者に対しては、1年間の在学期間の短縮を認め、30単位を修得したものとみなしている。この30単位については、1年次の必修科目30単位に対応しており、在学期間の短縮は、修得したものとみなされる単位数との関係を適切に考慮したものとなっている。

以上の内容を総合し、「第4章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 指摘事項

【特色ある点】

- 学内掲示板及び学内ポータルサイトにセメスターごとの全体のGPA分布状況を掲示するなどしている。

【改善すべき点】

- 教員及び学生に公表されている成績評価基準と異なる分布で成績評価が行われているため、成績評価の在り方について、さらなる検討、改善を図る必要がある。
- 成績評価における考慮要素について、出席のみをもって加点要素としているものがあり、成績評価における考慮要素の在り方について、さらなる検討、改善を図るとともに、その方策について、全教員に周知徹底する必要がある。
- 1授業科目において平常点が一律満点となっていることから、平常点の在り方に関する認識を教員間で共有する必要がある。
- 1授業科目における追試験において期末試験と類似性の強い設問が出題されていることから、追試験の出題の在り方について、さらなる検討、改善を図るとともに、その方策について全教員に周知徹底する必要がある。
- 原級留置となった場合、当該年次に配当される法律基本科目はすべて次年度に再履修しなければならないこととしているところ、再履修前の成績評価と再履修後の成績評価を比較し、より良好な方を当該学生の成績としていることについて、より適正な成績評価が可能となるよう制度を改善する必要がある。

第5章 教育内容等の改善措置

1 評価

第5章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

5-1-1 教育の内容及び方法の改善を図るための研修及び研究が、組織的かつ継続的に行われていること。

当該法科大学院においては、教育の内容及び方法の改善を図るため、「FD委員会」が設置され、その研修及び研究が、組織的かつ継続的に行われている。

具体的には、最新の国内判例・外国（欧米）判例及び学説の新展開に関する研究会の開催、授業改善アンケート調査結果を基に作成した詳細な報告書の全教員への配付、名古屋大学を基幹校とする「法実務技能教育教材研究開発コンソーシアム」での教材の共同開発等が行われている。

以上の内容を総合し、「第5章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 指摘事項

特になし。

第6章 入学者選抜等

1 評価

第6章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

6-1-1 法科大学院は、公平性、開放性及び多様性の確保を前提として、各法科大学院の教育の理念及び目標に照らし、アドミッション・ポリシー（入学者受入方針）を設定し、公表していること。また、入学志願者に対して、これとともに必要な情報を事前に周知するよう努めていること。

当該法科大学院においては、アドミッション・ポリシーについて、公平性、開放性、多様性の確保を前提としつつ、当該法科大学院が掲げる教育理念及び教育目標に照らし、「入学者選抜に際して『公平性・開放性・多様性の原則』を遵守し、多様な可能性を持った人材に対して法曹教育に特化した実践的教育を行い、人間性豊かな質の高い法曹を社会に送り出すため、社会の多様な層から広く人材を求める」として設定され、ウェブサイト、学生募集要項、入学ガイドを通じて公表されている。また、入学志願者に対して、教育理念及び教育目標や入学者選抜の方法等の必要な情報についても、ウェブサイト、学生募集要項、入学ガイドを通じて事前に周知されている。

6-1-2 法科大学院には、入学者の適性及び能力等の評価、その他の入学者受入に係る業務（法学既修者の認定に係る業務を含む。）を行うための責任ある体制が整備されていること。

当該法科大学院においては、入学者の適性及び能力等の評価、その他の入学者受入に係る業務を行うための責任ある体制として、委員長以下合計7人の専任教員によって構成される「法科大学院入試広報委員会」が設置されており、業務に関する最終決定は教授会が行うこととされている。

6-1-3 各法科大学院のアドミッション・ポリシーに照らして、入学者選抜における公平性及び開放性が確保されていること。

当該法科大学院においては、当該大学出身者に対する優先枠を設けるなどの優遇措置が講じられていないとともに、入学者選抜における選考方法、過去の入試状況（合格者数、合格者構成、入学者選抜試験問題等）が公表されており、また、身体に障がいがある者に対しては、学生募集要項を通じて事前相談に係る内容が告知されており、等しく受験の機会が確保され、障がいの程度・種類に応じた対応を行うなど、アドミッション・ポリシーに照らして、入学者選抜における公平性及び開放性が確保されている。

6-1-4：重点基準

入学者選抜に当たっては、法科大学院において教育を受けるために必要な入学者の適性及び能力等が適確かつ客観的に評価されていること。

当該法科大学院においては、入学者選抜に当たって、法科大学院統一適性試験を用いて、履修の前提として要求される判断力、思考力、分析力、表現力等が適確かつ客観的に評価されており、法学未修者については書類審査、法科大学院統一適性試験（第1部から第3部）の成績、法科大学院統一適性試験（第4部）の採点結果、面接試験を課し、法学既修者については第1次選抜において、書類審査、法科大学院統一適性試験（第1部から第3部）の成績、法律科目試験（短答式試験及び論述式試験）を行い、第2次選

抜において面接試験を課すことにより、当該法科大学院において教育を受けるために必要な入学者の適性及び能力等が適確かつ客観的に評価されている。

6-1-5 入学者選抜に当たっては、多様な知識又は経験を有する者を入学させるよう努めていること。

当該法科大学院においては、入学者選抜に当たって、多様な知識又は経験を有する者を入学させるために、入学者選抜用志願書（パーソナル・データ）、志望理由書及び任意で各種取得資格・検定試験等の証明資料の提出を求め、これらの出願書類に依拠して面接試験を行うこと等によって、大学等の在学者については、学業成績のほか、多様な学識及び課外活動等の実績を、また、社会人等については、多様な実務経験及び社会経験等を適切に評価できるよう努めている。

入学者について、法学関係以外の学部出身者又は実務等の経験を有する者の割合は、平成 20 年度は約 60%、平成 21 年度は約 44%、平成 22 年度は約 34%、平成 23 年度は 34%、平成 24 年度は約 36%であり、各年度 3 割以上となっている。

6-2-1 法科大学院の在籍者数については、収容定員を上回ることはないよう努めていること。また、在籍者数が収容定員を上回った場合には、この状態が恒常的なものとならないための措置が講じられていること。

当該法科大学院における在籍者数は 122 人であり、収容定員 170 人を上回っていない。

6-2-2 入学者受入において、所定の入学定員と乖離しないよう努めていること。

当該法科大学院における入学者受入においては、入学辞退者数を見込んだ合格者数を決定し、所定の入学定員と乖離しないよう努めている。

6-2-3 : 重点基準

在籍者数、入学者選抜における競争倍率、専任教員数、修了者の進路及び活動状況等を総合的に考慮し、入学定員の見直しを含む入学者選抜の改善への取組が適宜行われていること。

当該法科大学院においては、在籍者数、入学者選抜における競争倍率、専任教員数、修了者の進路及び活動状況等を総合的に考慮し、平成 23 年度入学者選抜から入学定員を 60 人から 55 人に削減し、入学定員の見直しを含む入学者選抜の改善への取組が行われている。

以上の内容を総合し、「第 6 章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 指摘事項

特になし。

第7章 学生の支援体制

1 評価

第7章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

7-1-1 各法科大学院の教育の理念及び目標に照らして、学生が課程の履修に専念して教育課程上の成果を上げることができるよう、学習支援の体制が十分に整備されていること。

当該法科大学院においては、法学の知識を持っていると認定した法学既修者に対して過大な導入授業を行っているものの、教育理念及び教育目標に照らして、学生が課程の履修に専念して教育課程上の成果を上げることができるよう、新入生ガイダンスの実施、各セメスター開始時のガイダンスの実施、クラス担任教員による面談、オフィスアワーの設定等によって、学習支援の体制が整備されているほか、入学者に対して、学期開始当初から学習が適切に行われるよう、入学前説明会において、在学生の体験談、入学後の学習、司法試験、実務家に求められるものについて具体的事例を用いた説明や個別相談会を行うなど、学習支援の配慮がなされている。

法学未修者に対しては、1年次に配当される法律基本科目の学習が適切に行われるよう、法学入門、民法、刑事訴訟法、刑法、商法、憲法の導入授業を実施するなど、学習支援において特段の配慮がなされている。

また、オフィスアワーが有効に活用できるよう、新学期のガイダンスの際に配付される一覧表により、担当者、曜日、時間、開催場所及びメールアドレスが学生に周知されている。

このほか、平成24年度から当該法科大学院の未修・既修コースを修了した弁護士による「専修大学法科大学院アカデミック・アドバイザー」制度が導入され、教育補助者による学習支援体制の整備に努めている。

7-2-1 学生が在学期間中に法科大学院の課程の履修に専念できるよう、学生の経済的支援及び学生生活に関する支援体制の整備に努めていること。

当該法科大学院においては、学生の経済的支援について、独立行政法人日本学生支援機構による奨学金に関する情報の提供がなされるとともに、学術奨励と経済援助を目的とする当該法科大学院独自の奨学生制度として「新入生学術奨励奨学生」、「特別学術奨励奨学生」、「利子補給奨学生」、「家計急変奨学生」、「災害見舞奨学生」制度が整備されている。

学生生活に関する支援については、健康相談やメンタルケアを行う保健室、生活相談を行う学生相談室が設置されているとともに、ハラスメントに関しては、キャンパス・ハラスメント防止規程を制定し、キャンパス・ハラスメント対策室を設置するなど、必要な相談・助言体制が整備されている。

7-3-1 身体に障害のある学生に対して、次の各号に掲げる支援体制の整備に努めていること。

- (1) 修学のために必要な基本的な施設及び設備の整備充実。
- (2) 修学上の支援、実習上の特別措置。

当該法科大学院においては、身体に障がいのある学生の修学のために必要な基本的な施設及び設備として、全館がバリアフリー化されており、多目的トイレ、エレベーター等を設置するなど整備充実の努めている。

いる。

身体に障がいのある学生が入学した際には、具体的要望を聞いて可能な限り対応するとともに、当該法科大学院長を中心とした対応チームを立ち上げるなど、万全の体制で支援する予定であり、配慮に努めている。

7-4-1 学生支援の一環として、学生がその能力及び適性、志望に応じて、主体的に進路を選択できるように、適切な相談窓口を設置するなどにより、必要な情報の収集・管理・提供、ガイダンス、指導、助言に努めていること。

当該法科大学院においては、学生支援の一環として、学内にいる法律事務所で勤務する弁護士に、公設事務所での活動の具体的内容を何時でも聞くことができる体制がとられている。また、学生がその能力及び適性、志望に応じて、主体的に進路を選択できるよう、将来の進路希望を考慮したエクスターンシップの派遣先の選定、就職支援サイト「ジュリナビ」への参加、就職課による企業採用情報等の提供及び就職相談、キャリアデザインセンターのカウンセラーによる個別面談の実施等、学生の職業支援に努めている。

以上の内容を総合し、「第7章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 指摘事項

【優れた点】

- 学術奨励及び経済援助を目的とする当該法科大学院独自の奨学金制度が整備されている。

【留意すべき点】

- 既修者に対する導入教育が、入学者選抜の既修者認定試験との整合性を保ち、かつ、入学後の講義の補習とならないよう、教育内容に留意されたい。

第8章 教員組織

1 評価

第8章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

8-1-1：重点基準

研究科及び専攻の種類及び規模に応じ、教育上必要な教員が置かれていること。

当該法科大学院においては、教員組織について、学生数の規模に応じ、法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目のそれぞれに専任教員が配置されるなど、教育上必要な教員が配置されている。

8-1-2：重点基準

基準8-1-1に定める教員のうち、次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者が、専任教員として専攻ごとに置かれていること。

- (1) 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者
- (2) 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者
- (3) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

当該法科大学院においては、専攻分野について、教育上・研究上の業績を有する者、又は特に優れた知識及び経験を有する者で、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者が、専任教員として配置されている。

8-1-3 教員の採用及び昇任に関し、教員の教育上の指導能力等を適切に評価するための体制が整備されていること。

当該法科大学院においては、専任教員の採用及び昇任に関して、「専修大学法科大学院教員資格審査委員会」の審査を経たのち、法科大学院教授会で資格審議を行うこととされている。

また、兼任教員及び他大学の法科大学院教員である兼任教員の採用に関しては、法科大学院教授会で資格審議を行うこととしており、他大学の法科大学院教員以外である兼任教員の採用に関しては、専任教員と同様の手続きを行うこととされており、当該法科大学院における教育を担当するにふさわしい教育上の指導能力等を適切に評価するための体制が整備されている。

8-2-1：重点基準

法科大学院には、専攻ごとに、平成11年文部省告示第175号の別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導教員の数の1.5倍の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）に、同告示の第2号、別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導補助教員の数を加えた数の専任教員を置くとともに、同告示の別表第三に定める修士課程を担当する研究指導教員1人当たりの学生の収容定員に4分の3を乗じて算出される収容定員の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）につき1人の専任教員が置かれていること。

当該法科大学院においては、専任教員数について、専門職大学院設置基準において、専任教員12人、そのうち半数以上が原則として教授であることが求められているところ、現員数については、教育理念及び

教育目標を実現するため、基準で必要とされる数を相当数超えて専任教員が配置されている。

8-2-2：重点基準

法律基本科目（憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法）については、いずれも当該科目を適切に指導できる専任教員（専ら実務的側面を担当する教員を除く。）が置かれていること。

当該法科大学院においては、法律基本科目（憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法及び刑事訴訟法）については、いずれも当該科目を適切に指導できる専任教員が配置されている。

8-2-3 専任教員の科目別配置等のバランスが適正であり、かつ、教育上主要と認められる授業科目については、原則として専任教員が置かれており、そのうち必修科目については、おおむね7割以上が専任教員によって担当されていること。

当該法科大学院においては、専任教員の科目別配置等について、法律基本科目だけでなく、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目のそれぞれに一定数の専任教員が配置されており、年齢構成についても著しい偏りがなく、30歳代から60歳代までバランスがとれている。

また、当該法科大学院においては、教育上主要と認められる授業科目のうち、必修科目の授業は、約8割が専任教員によって担当されている。

8-2-4：重点基準

基準8-2-1に定める専任教員の数のおおむね2割以上は、専攻分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者であること。

当該法科大学院においては、実務経験と高度な実務能力を有する教員について、専門職大学院設置基準で必要とされる数を超える人数の専任教員がその実務経験に関連した授業科目を担当するよう配置され、全員22年以上の実務経験を有する者である。このうち、みなし専任教員については、1年につき6単位以上の授業科目を担当し、かつ、教授会の構成員であり、教育課程の編成その他の当該法科大学院の組織運営について責任を担う者である。

8-2-5 基準8-2-4に定める実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する専任教員の少なくとも3分の2は、法曹としての実務の経験を有する者であること。

当該法科大学院においては、配置されている実務家専任教員（みなし専任教員を含む。）のうち、専門職大学院設置基準で必要とされる数の3分の2以上が法曹としての実務の経験を有する者である。

8-3-1 法科大学院の教員の授業負担は、年度ごとに、適正な範囲内にとどめられていること。

当該法科大学院においては、教員の授業負担について、年間20単位を超える専任教員が6人いるものの、他の専任教員は20単位以下であり、適正な範囲内にとどめられている。

8-3-2 法科大学院の専任教員には、その教育上、研究上及び管理運営上の業績に応じて、数年ごとに相当の研究専念期間が与えられるよう努めていること。

当該法科大学院においては、当該法科大学院の研究水準及び教育水準の向上を図ることを目的として、専修大学研究員制度が導入されているとともに、専任教員に相当の研究専念期間が与えられている。

8-3-3 法科大学院の専任教員の教育上及び研究上の職務を補助するため、必要な資質及び能力を有する職員が適切に置かれていること。

当該法科大学院においては、専任教員の教育上及び研究上の職務を補助するため、教材作成補助業務、レジュメ等の学生配付業務、教員室兼研究室受付業務、その他法科大学院事務課に関する業務を行う雇員が1人配置されている。

以上の内容を総合し、「第8章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 指摘事項

【優れた点】

- 専門職大学院設置基準において必要とされる専任教員数12人に対して、教育の理念及び教育目標を実現するため、その必要とされる数を相当数超えて専任教員が配置されている。
- 実務経験と高度な実務能力を有する専任教員について、全員22年以上の実務経験を有している。
- 専任教員の教育研究能力の向上を図ることを目的として専修大学研究員制度が導入されているとともに、専任教員に相当の研究専念期間が与えられている。

第9章 管理運営等

1 評価

第9章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

9-1-1 法科大学院における教育活動等を適切に実施するための独自の運営の仕組みとして、法科大学院の運営に関する重要事項を審議する会議（以下「法科大学院の運営に関する会議」という。）及び専任の長が置かれていること。

当該法科大学院においては、教育活動等を適切に実施するために独自の仕組みを有しており、専任の長である法科大学院長が置かれている。

当該法科大学院の運営に関する重要事項を審議する組織としては、教授会が置かれている。教授会は、専任教員（みなし専任教員を含む。）により構成されており、当該法科大学院の教育課程、教育方法、成績評価、修了認定、入学者選抜及び教員の人事等に関する重要事項について、審議・決定することとされている。

9-1-2 法科大学院の管理運営を行うために、法科大学院の設置形態及び規模等に応じて、適切な事務体制が整備され、職員が適切に置かれていること。

当該法科大学院においては、管理運営を行うために、「法科大学院事務部・事務課」が組織され、教務、学生支援、入試・広報等に関する事務を行うために職員が配置されている。

9-1-3 法科大学院における教育活動等を適切に実施するためにふさわしい財政的基礎を有していること。

当該法科大学院においては、教育活動等を適切に実施するために、設置者により当該法科大学院の運営に必要な経費が負担されており、教育活動等を実施するにふさわしい財政的基礎を有している。

また、予算の配分に当たっては、大学の経理責任者に対し、各予算責任者（事務分掌上の所管長）が予算要求の内容に関する説明を行うこととなっており、設置者が当該法科大学院の運営に係る財政上の事項について意見を聴取する機会が設けられている。

以上の内容を総合し、「第9章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 指摘事項

特になし。

第10章 施設、設備及び図書館等

1 評価

第10章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

10-1-1 法科大学院には、その規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他当該法科大学院の運営に必要な種類、規模、質及び数の教室、演習室、実習室、自習室、図書館、教員室その他の施設が備えられていること。

当該法科大学院においては、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他法科大学院の運営に必要な種類、規模、質及び数の教室、演習室、実習室（法廷教室）、自習室、図書館、教員室等の施設が整備されている。

教室、演習室及び実習室については、授業を支障なく実施することができるよう整備されている。授業の効果的な実施に必要な設備及び機器として、中教室には、スクリーン、プロジェクター、スピーカー等AV機器等が配備されており、小規模教室及び実習室についても、AV機器の使用が可能となっている。

学生の自習室については、当該法科大学院専用であり、学生総数と同数以上の自習机が個々に用意されるとともに、1月1日から3日を除いて、8時から23時まで使用できるなど、十分なスペースと利用時間が確保されている。また、学生の学習の効果的な実施に必要な設備及び機器として、ビルトインロッカー付キャレルデスク、無線LAN等が整備されている。

さらに、ソフトウェアの面では、自習室等からパソコンを利用して法令集・判例集の検索・閲覧を行うことのできる「LEX/DB」及び「LLI統合型法律情報システム」等を利用できる環境が整備されている。

図書館については、図書館法科大学院分館及び図書館神田分館が整備されている。図書館神田分館は、当該法科大学院が専用とする施設ではないが、当該法科大学院が管理運営に参画しており、教育及び研究その他の業務に支障なく使用されている。図書館法科大学院分館及び図書館神田分館には、教員による教育及び研究並びに学生の学習に必要な図書及び資料が備えられており、その図書及び資料は教員による推薦や学生による購入希望等をもとに教員が選書・購入するとともに、各種カタログにより新刊図書は基本的にすべて購入することとされているほか、図書館蔵書検索システム（OPAC）のMyLibraryで図書館本館及び図書館生田分館に所蔵する図書を取り寄せて利用ができるシステムになっている。また、「ブックディテクションシステム」を導入することにより図書の無断持ち出しを防止しているなどの管理及び維持がなされているとともに、必要な設備及び機器として、パソコン、プリンタ等が整備されている。なお、図書館法科大学院分館には、司書等の資格を有する者及び法情報データベースの検索指導を行うレファレンス担当職員が配置されている。

さらに、自習室においてパソコンを使用した図書・資料・判例の検索が可能となっており、図書館法科大学院分館と近接しているほか、教室、教員室、事務室等すべてが同一の建物内に収められ、図書館神田分館も同キャンパスに設置されているなど、自習室と図書館法科大学院分館及び図書館神田分館との有機的連携が確保されている。

教員室については、専任教員にはそれぞれ1室が整備されており、非常勤教員には共同研究室1室を備え、一度に3人のオフィスアワーに対応できるように配慮され、研究及び教育の効果的な実施に必要な設

備及び機器が整備されている。

教員が学生と面談することができる施設については、各教員の研究室、共同研究室及び教員ラウンジが整備されており、独立したスペースが確保されている。

このほか、当該法科大学院の修了1年目の修了者に対し、1年間（修了した年の4月1日から翌年の3月31日まで）無料で自習室を貸与しており、さらに、希望者に対しては、司法試験が終了するまで（5月31日まで）の利用延長も認めることとしている。

以上の内容を総合し、「第10章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 指摘事項

【優れた点】

- 自習室については、ビルトインロッカー付キャレルデスク、無線LAN等が整備された自習机が学生総数と同数以上用意され、パソコンを使用した図書・資料・判例の検索が可能となっており、図書館法科大学院分館と近接しているほか、図書館神田分館についても近くに位置しているなど、自習室と図書館法科大学院分館及び図書館神田分館との有機的連携が確保されている。
- 図書館法科大学院分館に司書の資格及び法情報調査に関する基礎的素養を備えている職員が配置されている。

【特色ある点】

- 自習室について、当該法科大学院の修了1年目の修了者に対し、1年間（修了した年の4月1日から翌年の3月31日まで）無料で貸与しているほか、希望者に対しては、司法試験が終了するまで（5月31日まで）の利用延長も認められている。

第11章 自己点検及び評価等

1 評価

第11章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

11-1-1：重点基準

法科大学院の教育水準の維持向上を図り、法科大学院の社会的使命を果たすため、自ら点検及び評価（以下「自己点検及び評価」という。）を実施するための適当な体制が整備され、当該法科大学院の教育の理念及び目標の達成状況その他教育活動等の状況について、適切な評価項目が設定され、それに基づいて自己点検及び評価が実施され、その結果が当該法科大学院の教育活動等の改善に活用されていること。

当該法科大学院においては、教育水準の維持向上を図り、社会的使命を果たすために自ら点検及び評価を行う組織として「法科大学院自己点検・評価委員会」が設置され、評価項目として「教育の理念及び目標（「修了者の進路及び活動状況」も含む。）」、「教育内容」、「教育方法」、「成績評価及び修了認定」、「教育内容等の改善措置」、「入学者選抜」、「学生の支援体制」、「教員組織」、「管理運営等」、「施設、設備及び図書館等」、「自己点検及び評価等」が設定され、それに基づいて自己点検及び評価が実施されている。

自己点検及び評価の結果については、「法科大学院自己点検・評価委員会」及び教授会において報告され、各種委員会及び各教員に対してその実施を求めるなど当該法科大学院における教育活動等の改善に活用されている。

11-1-2 自己点検及び評価の結果について、当該法科大学院を置く大学の教職員以外の者による検証を行うよう努めていること。

当該法科大学院においては、自己点検及び評価の結果について、法律実務に従事し、法科大学院の教育に関し広くかつ高い識見を有する者を含む当該大学の教職員以外の者による検証が行われている。

11-2-1 法科大学院の教育活動等に関する重要事項、並びに法科大学院における教育活動等の状況に関する自己点検及び評価の結果その他法科大学院に関する情報が、ウェブサイトへの掲載や印刷物の刊行等、広く社会に周知を図ることができる方法によって、積極的に提供されていること。

当該法科大学院においては、教育活動等に関する重要事項について、ウェブサイト、入試ガイド等を通じて、毎年度、公表されているほか、教育活動等の状況に関する自己点検及び評価の結果が「専修大学法科大学院自己点検・評価報告書（平成23年度）」としてウェブサイトを通じて公表されている。

教員組織については、教員の担当する専門分野について、教育上又は研究上の業績、理論と実務を架橋する法学専門教育を行うために必要な高度の教育上の指導能力を有していることを示す資料が、ウェブサイトの「教員・担当一覧」を通じて公表されている。また、専任教員については、その専門の知識経験を生かした学外での公的活動や社会貢献活動に関する情報についても公表されている。

その他当該法科大学院に関する情報についても、ウェブサイトへの掲載、入学ガイド等の印刷物の刊行等、広く社会に周知を図ることができる方法によって、積極的に情報が提供されている。

11-2-2 評価の基礎となる情報について、適宜、調査及び収集を行い、適切な方法で保管されていること。

当該法科大学院においては、評価の基礎となる情報は、「法科大学院事務課」において収集され、「授業レジュメ関係」、「窓口・学籍関係」、「委員会関係」、「入学試験関係」、「教務関係」及び「永久保存資料」に分類の上、年度別に整理し、法科大学院事務室内の防火設備を具備した学籍保管庫に保管されている。

以上の内容を総合し、「第 11 章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 指摘事項

【優れた点】

- 専任教員について、その専門の知識経験を生かした学外での公的活動や社会貢献活動が、ウェブサイトの「教員・担当一覧」を通じて学内外に開示されている。

< 参 考 >

i 現況及び特徴（対象法科大学院から提出された自己評価書から転載）

1 現況

- (1) 法科大学院（研究科・専攻）名
専修大学大学院法務研究科法務専攻
- (2) 所在地
東京都千代田区
- (3) 学生数及び教員数（平成 24 年 5 月 1 日現在）
学生数：122 人
教員数：19 人（うち実務家教員 4 人）

2 特徴

(1) 沿革と理念

専修大学は、日本における近代法の黎明期ともいえる明治 13 年（1880 年）に誕生した。以来、五大法律学校の一つとして発展し、長く法学教育に携わってきた本学は、建学の精神を現代的にとらえ直し、「社会知性（Socio-Intelligence）の開発」を大学の 21 世紀ビジョンにしている。そうした中、人間性豊かな質の高い法曹を養成すべく、法科大学院を開設したが、このことは、その「社会知性開発」を具現化するものと考えている。

本学の法科大学院は、専修大学専門職大学院学則第 3 条に規定しているように、「自由かつ公正な社会の形成を図るため、高度の専門的な法律知識、幅広い教養、国際的な素養、豊かな人間性及び職業倫理を備えた将来の法曹を養成すること」を目的としている。具体的には、「社会生活上の医師」とも言うべき市民生活に根ざした法曹や、強い責任感を持ち、ビジネスの先端的・国際的分野でも活躍できる優れた法律家を養成することを目指している。

教育理念としては、「議論による問題解決能力」を修得させることを掲げた。それは、あらゆる未知の問題への対処を要請される法律実務において、この「議論による問題解決能力」こそ実務法曹にとって最も必要な資質・能力であるからである。「法律学の最も基本的な理論及び知識を徹底して教育すること、並びに基礎的理論及び知識による立論・反論をなし得る能力を修得させること」、すなわち、議論による問題解決能力を修得させることを目的として、カリキュラムを編成し、教育している。

(2) 特徴

① 少人数教育

教育理念である「議論による問題解決能力の修得」を目的として、法律学の最も基本的な理論及び知識を徹底して教育するとともに、双方向・多方向授業及び課題に対する講評・添削を十分に実施するため、演習科目各授業のクラス編成をほぼ 20 人以下とした。

② 研究者教員及び実務家教員の適切な配置

基本的な理論・知識及び基本的な理論・知識の応用力（具体的事例への適用、実務への応用）を修得させるため、研究者教員及び実務家教員を、バランスの採れた年齢構成及び専門領域が多岐に亘る構成にした。

③ 多様な展開先端科目の配置

2・3 年次において、多様な専門分野（民事、刑事、企業法務、知的財産法務、渉外法務、コミュニティサービス関係など）に対応した多くの展開先端科目を配置し、学生自らの問題意識に合わせて、選択できるようにした。

④ 実務との接触

法科大学院棟に法律事務所があること、及び、エクスターンシップの受け入れ先も十分にあることから、クリニック、エクスターンシップ等法律実務基礎科目を確実に実施できる体制を整えた。また、法科大学院棟内に法廷教室があり、学生が自らの企画と工夫を取り入れた模擬裁判が実施されている。

⑤ クラス担任制

クラス担任制を採用し、担任教員が、前期及び後期の各 1 回、学生との個人面談を実施し、個々の学生からの学習上の質問等に対し助言を与えている。また、教授会において、各教員から、個人面談の内容が報告され、全教員で問題認識を共通にし、かつ、制度の改善を要すると判断される事項について、対処策を検討し、それを実施している。

⑥ 整備された学習環境

法科大学院専用図書館、法廷教室、各種データベース及び情報検索のためのコンピュータ、個々の学生へのキヤレル（自習机）等、物的設備を十分に整えた。また、各教員がオフィスアワーにおいて学生からの質問に答えられるよう、教員の研究室も十分なスペースをとった。

ii 目的（対象法科大学院から提出された自己評価書から転載）

1. 目的

本学の法科大学院は、専修大学専門職大学院学則第3条に規定しているように、「自由かつ公正な社会の形成を図るため、高度の専門的な法律知識、幅広い教養、国際的な素養、豊かな人間性及び職業倫理を備えた将来の法曹を養成すること」を目的としており、具体的には、「社会生活上の医師」とも言うべき市民生活に根ざした法曹や、強い責任感を持ち、ビジネスの先端的・国際的分野でも活躍できる優れた法律家を養成することを目指している。

2. 教育理念・教育目標

専修大学法科大学院（以下、「本法科大学院」という）は、設置に際し、まず、「市民生活に根ざした『社会生活上の医師』ともいうべき法曹を養成すること」を教育上の理念として掲げた。「社会生活上の医師」という語は、「司法制度改革審議会意見書」にも用いられており、それ自体はとくに耳新しいものではないが、その具体的な意味については、各種の解釈がありうる。本法科大学院は、「法律学の最も基本的な理論及び知識を徹底して教育すること、並びに基礎的理論及び知識による立論・反論をなし得る能力を修得させること」と考え、議論による問題解決能力を修得させることを教育の目的とし、カリキュラムを編成している。「議論」とは、「甲論乙駁あって話がまとまらない」というような状況を示すのに用いられる日常用語の意味ではない。それは、比較的最近になって意識された言語使用の新しい形態についての考え方、すなわち、言語使用能力を有する二者が、主張とその論拠を提示し、相互に反論と再反論とを繰り返すことにより、その限りで、いかに異なった価値観を有する者の間であっても、言語を通じて共有する世界を構築できる、という考え方を意味する語である。「問題」とは、「現にある状態」と「あるべき状態」との差（ギャップ）が意識された状況を言い、したがって、このギャップに気付くことが「問題発見」であり、それを解消することが「問題解決」である。

「議論」する能力、すなわち、主張すべき内容を明晰に定式化し、容易に反論できるようにその根拠を論理的に構成し、再反論することによって共通の世界を形成していく、という能力の訓練は、法廷弁論に典型的に示されることから明らかなように、法律家の養成において不可欠である。本法科大学院は、多様な実務家を専任教員として擁し、実務教育に多大のエネルギーを割いている。さらに、それに加えて、本法科大学院は、法律家として最も重要な能力である、「問題発見・解決能力」の育成に力を注いでいる。この能力は、これまで全く気付かれることなく、裁判例も見当たらず、誰も論じていない問題、つまり「未知」の問題に直面させられた時に試される。そのような時に、最も基本的な法知識や法原則に立ち返ってそれらを総動員しつつ、これまでになかった新たな法律論を生み出す能力こそ、優れた法律家が獲得すべきものである。この能力は、「あるべき状態」への探求に絶えず駆り立てる知的好奇心と、それを洞察し・想像する刺激や誘因を与え続けることとによって養成される。そのような能力を与えるのは、裁判例や実務的知識というよりも、「哲学」であり、「ものの考え方」であり、体系化された「理論」である。つまり、「実践的な教育」という表現に引きずられて、法科大学院は実務や裁判例を教育すれば足りると考えてはならないのである。本法科大学院の目指す究極的な目標は、上記の意味における「理論」の開発・伝達等を通じて、以上に述べた法律家像を実現するところにある。

iii 自己評価書等

対象法科大学院を置く大学から提出された自己評価書本文及び自己評価書の別添として提出された資料一覧については、機構ウェブサイト（評価事業）に掲載しておりますのでご参照ください。

機構ウェブサイト <http://www.niad.ac.jp/>

自己評価書 http://www.niad.ac.jp/sub_hyouka/ninsyou/hyoukahou201303/houka/no6_2_jiko_senshu_h201303.pdf